

公表年月日	令和3年7月20日(火)
処分内容	さいたま市保健所は、令和3年7月20日(火)、大宮区の飲食店に対し、営業停止3日間の行政処分を行いました。
事件の概要及び処分の理由	<p>令和3年7月15日(木)、市民からさいたま市保健所に「7月9日(金)に当該飲食店を利用したところ、同行者数名が体調不良を呈している。」との通報がありました。</p> <p>さいたま市保健所が調査したところ、1グループ7名のうち3名が、7月12日(月)午後8時から14日(水)午前5時にかけて、腹痛、下痢、発熱等を発症していたことが判明しました。</p> <p>さいたま市保健所では、以下の理由により当該飲食店で提供された食事を原因とする食中毒事件と断定し、当該飲食店の営業停止処分を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 発症者全員の共通食が、当該飲食店で提供された食事に限られること。 (2) 発症者2名の便からカンピロバクターが検出されたこと。 (3) 発症者の潜伏期間、症状等の疫学的事項がカンピロバクターによる食中毒症状と一致していたこと。 (4) 患者を診察した医師から食中毒の届出が提出されたこと。
初発年月日	令和3年7月12日(月)午後8時
患者等の状況	患者3名(男性2名、女性1名)(受診3名) 患者の主な症状 腹痛、下痢、発熱
原因物質	カンピロバクター
原因食品	令和3年7月9日に当該飲食店で提供された食事